

令和6年度地域活性化起業人派遣企業マッチング支援業務委託仕様書

1. 業務名

令和6年度地域活性化起業人派遣企業マッチング支援業務委託

2. 業務概要

南島原市の製品の活性化に資する活動全般を推し進めるため、総務省の人材派遣制度である「地域活性化起業人制度」を活用し、三大都市圏に所在する企業等の社員を南島原市が取り組む事業への派遣事業を実施する。

本業務では、本制度の活用に向け、受託者が持つ企業間の関係性や人脈等を活かし、本市へ人材を派遣し地域課題の解決に伴走可能な企業とのマッチング支援に関する業務を民間事業者へ委託する。

3. 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日(金)まで

4. 業務内容

「おいしい南島原ブランド認定商品」の推進及び地域製品の販路拡大や特産品を利用した商品(お土産品含む)開発の業務に適した人材派遣可能な企業とのマッチング支援を行うこと。

- (1) 企業に対する本市の事業および取り組みの紹介
- (2) 人材派遣可能な企業の新規開拓及び本市に対する派遣可能な企業のマッチング・想定企業
- (3) 派遣候補者選定に資するプログラム案の提示及び運営
- (4) 本市への派遣可能企業および、派遣候補者の提案(派遣元企業及び派遣者の選定にあたっては、市と協議のうえ決定すること。)
- (5) 派遣元企業との協定書に定める必要な事項に係る合意形成支援・フォローアップ
- (6) 企業からの各種問合せへの対応
- (7) 前各項のほか、本市課題解決に向けた支援

4. 報告書作成

令和7年1月31日までに実績報告書を提出すること。

5. その他

- (1) 同様の業務におけるマッチング実績の明記をすること。
- (2) マッチングした企業については、地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)推進要綱(令和3年3月30日付け総行応第78号)を遵守するよう指導すること。
- (3) 本業務委託の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 受託者は、本市の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (5) 業務内容の詳細は、プロポーザル実施時の企画提案の内容を基本とし、本市と協議して決定すること。
- (6) 業務の進捗に応じて、定期的に本市に報告を行うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者双方が協議して定めるものとする。
- (8) 事業を実施し、疑義を生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。